

生活保護制度と公営住宅制度について

平成18年6月29日
国土交通省 住宅局

生活保護制度と公営住宅制度の比較

- 生活保護制度は、最低限度の生活を保障することを目的としているため、保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 一方、公営住宅制度は、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定確保を目的としているため、あらゆるものを活用しなくとも、最低限度の生活の維持が可能であるが自力で居住の安定確保が困難な者も入居対象としている。

	生活保護制度	公営住宅制度
根拠法	生活保護法(昭和25年法律第144号)	公営住宅法(昭和26年法律第193号)
目的	○ 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。(法1条)	○ 国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転賃することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。(法1条)
要件等	<p><保護の補足性の原理></p> <p>○ 保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。(法4条1項)</p> <p>民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。(同条2項)</p> <p><基準及び程度の原則></p> <p>○ 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。(法8条1項)</p> <p>厚生労働大臣の定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない。(同条2項)</p> <p style="text-align: center;">※ 保護費＝「最低生活費認定額」－「収入認定額」</p>	<p>○ 公営住宅の入居者は、少なくとも次の条件を具備する者でなければならない。(法23条)</p> <p>(入居収入基準)</p> <p>① 本来階層：月収20万円(収入分位25%)以下</p> <p>② 裁量階層：月収26.8万円(収入分位40%)以下</p> <p>(同居親族要件)</p> <p>現に同居し、又は同居しようとする親族があること。</p> <p style="text-align: center;">※ ただし、老人、障害者等は単身での入居が可能。</p> <p>(住宅困窮要件)</p> <p>現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p>

※ 生活保護の被保護者に対しては、単身での入居を認めているとともに、事業主体の判断により優先入居を実施。

生活保護制度と公営住宅制度の比較

	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">収入の認定</p> <p>○ 本人の収入(就労収入等のほか、年金のような生活保障的な意味合いを持つ給付金等)は原則として全て収入として認定</p> <p>(参考)資産の活用について(厚生労働事務次官通知より抜粋) 最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。 ・ その資産が現実的に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの ・ 社会通念上処分させることを適当としないもの 等</p> <p>○ 収入は、生活保護の業務を担当する現業員(ケースワーカー)が毎月認定。</p> <p>(参考)ケースワーカーの数(標準) 市部:被保護世帯80世帯につき1人 郡部:被保護世帯65世帯につき1人 (社会福祉法16条)</p>	<p>○ 入居者及び同居者の過去1年間における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額の合計から扶養親族控除等(人的控除)を控除した額を12で除した額(令1条3号)</p> <p style="text-align: center;">※ 保有資産は「収入」へ反映させていない。</p> <p>○ 収入は、入居者からの申告に基づき、事業主体が毎年度認定。</p>
<p>住宅扶助 ／家賃</p>	<p>○住宅扶助基準(厚生労働大臣告示)</p> <p>1 基準額 家賃、間代、地代等の額(月額)</p> <p style="padding-left: 20px;">1・2級地13,000円以内</p> <p style="padding-left: 20px;">3級地8,000円以内</p> <p>2 家賃、間代、地代等の費用が1に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。(全ての都道府県、指定都市及び中核市について特別基準額が定められている。)</p>	<p>○ 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。(法16条1項)</p>

最低生活費の算出方法

最低生活費の算出方法(平成18年度)

① 生活扶助基準(第1類費(食料費等))基準額

(単位:円)

年 齢	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0 ~ 2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3 ~ 5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6 ~ 11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12 ~ 19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20 ~ 40	42,070	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41 ~ 59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60 ~ 69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 ~	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

② 生活扶助基準(第2類費(光熱、ガス、水道等))基準額

(単位:円)

人 員	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1 人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2 人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3 人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4 人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人を増すごとに加算する額	440	440	400	400	360	360

③ 加算額

加算の対象		加算額		
		1 級 地	2 級 地	3 級 地
障害者	身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等	26,850	24,970	23,100
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	17,890	16,650	15,400
母(父) 子世帯	児童1人の場合	23,260	21,640	20,020
	児童2人の場合	25,100	23,360	21,630
	3人以上の児童1人につき加える額	940	870	800

④住宅扶助基準	
実際 に 支 払 っ て い る 家 賃 ・ 地 代	
1・2級地	13,000 円以内
3級地	8,000 円以内

地域によりこの額以上の特別の額が認められる場合がある。

最低生活費認定額

このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費の一定額がさらに加えられる。

⑦ 医療扶助基準

診療等にかかった医療費の平均月額

⑥ 介護扶助基準

居宅介護等にかかった介護費の平均月額

⑤ 教育扶助基準

区分	基準額
小学生	円 2,150
中学生	円 4,180

このほかに必要に応じて教材費などの実費が計上される

住宅扶助特別基準額(平成18年度)《都道府県》

(単位:円)

	1,2級地			3級地		
	基準額	1.3倍額	7人世帯基準	基準額	1.3倍額	7人世帯基準
北海道	29,000	37,000	45,000	24,000	31,000	38,000
青森県	31,000	40,300	48,400	23,100	31,000	37,000
岩手県	31,000	40,000	48,000	25,000	33,000	39,000
宮城県	35,000	45,100	55,000	28,000	37,000	45,000
秋田県	-	-	-	28,000	37,000	45,000
山形県	31,000	40,000	48,000	28,000	37,000	45,000
福島県	31,000	41,000	49,000	29,000	38,000	45,000
茨城県	35,400	46,000	55,000	35,400	46,000	55,200
栃木県	32,000	41,800	50,000	32,200	41,800	50,200
群馬県	34,200	44,500	53,400	30,700	39,900	47,900
埼玉県	47,700	62,000	74,400	41,500	53,900	64,700
千葉県	46,000	59,800	71,800	37,200	48,400	58,100
東京都	53,700	69,800	83,800	40,900	53,200	63,800
神奈川県	46,000	59,800	71,800	43,000	56,000	67,000
新潟県	31,800	41,000	49,700	28,000	36,400	43,700
富山県	30,000	39,000	47,000	21,300	27,700	33,200
石川県	33,100	43,000	52,000	31,000	40,100	48,100
福井県	32,000	41,000	49,000	24,600	32,000	38,400
山梨県	28,400	36,900	44,300	28,400	36,900	44,300
長野県	37,600	48,900	58,700	31,800	41,300	49,600
岐阜県	32,200	41,800	50,200	29,000	37,700	45,200
静岡県	37,000	48,000	58,000	37,200	48,300	58,000
愛知県	37,000	48,100	57,700	35,800	46,600	56,000
三重県	35,200	45,800	55,000	33,400	43,400	52,100
滋賀県	41,000	53,000	63,000	39,000	50,700	60,800
京都府	41,000	53,000	64,000	38,200	49,700	59,600
大阪府	42,000	55,000	66,000	30,800	40,000	48,000

(単位:円)

	1,2級地			3級地		
	基準額	1.3倍額	7人世帯基準	基準額	1.3倍額	7人世帯基準
兵庫県	42,500	55,300	66,400	32,300	42,000	50,400
奈良県	40,000	52,000	63,000	35,700	46,000	55,000
和歌山県	-	-	-	29,800	38,800	46,600
鳥取県	36,000	46,000	56,000	34,000	44,000	53,000
島根県	35,000	46,000	55,000	28,200	37,000	44,000
岡山県	34,800	45,000	54,000	30,000	40,000	48,000
広島県	35,000	46,000	55,000	33,000	43,000	52,000
山口県	31,000	40,000	48,000	28,200	37,000	45,000
徳島県	29,000	38,000	45,000	27,000	36,000	43,000
香川県	-	-	-	33,000	43,000	52,000
愛媛県	-	-	-	27,000	35,000	42,000
高知県	-	-	-	26,000	33,000	40,000
福岡県	31,600	41,100	49,300	26,500	34,400	41,300
佐賀県	30,300	39,400	47,300	28,200	37,000	44,000
長崎県	29,000	37,600	45,000	28,000	36,400	44,000
熊本県	30,200	39,200	47,000	26,200	34,100	41,000
大分県	27,500	35,700	42,800	26,600	34,600	41,500
宮崎県	-	-	-	23,000	29,700	35,600
鹿児島県	-	-	-	24,200	31,500	38,000
沖縄県	32,000	41,800	50,000	30,800	40,000	48,000

※1 1.3倍額:2人~6人世帯の基準

※2 級地制度

消費水準の測定結果等を基に、全国の各市町村を6つに区分

例(東京都)

1級地-1 東京都区部等

2級地-1 東京都羽村市

3級地-1 西多摩郡日の出町

住宅扶助特別基準額(平成18年度)《指定都市及び中核市》

指定都市

(単位:円)

	1、2級地			3級地		
	基準額	1.3倍額	7人世帯基準	基準額	1.3倍額	7人世帯基準
札幌市	36,000	46,000	56,000	-	-	-
仙台市	37,000	48,000	58,000	-	-	-
さいたま市	47,700	62,000	74,400	-	-	-
千葉市	45,000	59,800	71,000	-	-	-
横浜市	53,700	69,800	83,800	-	-	-
川崎市	53,700	69,800	83,800	-	-	-
静岡市	39,900	51,900	62,000	-	-	-
名古屋	35,800	46,600	56,000	-	-	-
京都市	42,500	55,000	66,000	-	-	-
大阪市	42,000	54,000	64,000	-	-	-
堺市	40,000	52,000	62,000	-	-	-
神戸市	42,500	55,300	66,400	-	-	-
広島市	42,000	55,000	66,000	-	-	-
北九州市	31,500	40,900	49,000	-	-	-
福岡市	37,000	48,000	57,600	-	-	-

※1 1.3倍額:2人~6人世帯の基準

※2 級地制度

消費水準の測定結果等を基に、全国の各市区町村を6つに区分

例(東京都)

1級地-1 東京都区部等

2級地-1 東京都羽村市

3級地-1 西多摩郡日の出町

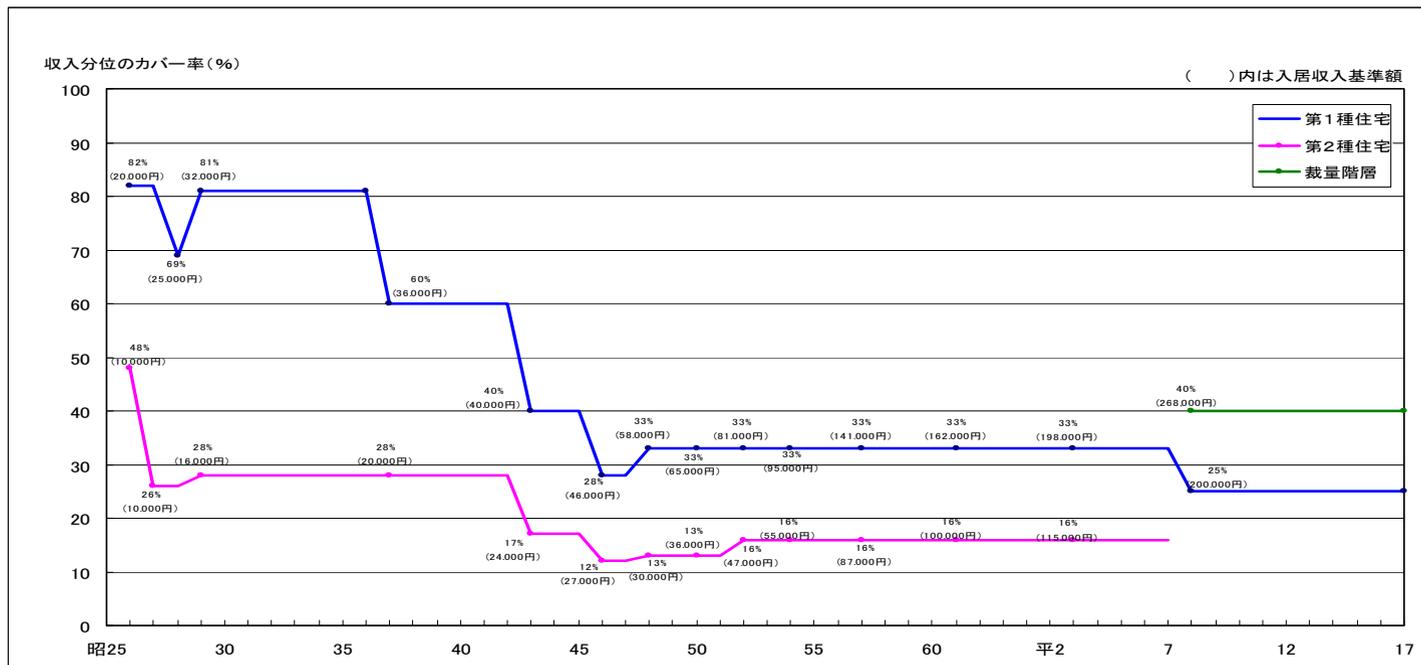
中核市

(単位:円)

	1、2級地			3級地		
	基準額	1.3倍額	7人世帯基準	基準額	1.3倍額	7人世帯基準
旭川市	28,000	36,000	44,000	-	-	-
秋田市	31,000	40,000	49,000	-	-	-
郡山市	-	-	-	30,000	39,000	47,000
いわき市	-	-	-	30,000	40,000	48,000
宇都宮市	38,100	49,500	59,400	-	-	-
川越市	47,700	62,000	74,000	-	-	-
船橋市	46,000	59,800	71,000	-	-	-
横須賀市	46,000	59,800	71,800	-	-	-
相模原市	46,000	59,800	71,800	-	-	-
新潟市	35,500	46,200	55,400	-	-	-
富山市	30,800	40,000	48,000	-	-	-
金沢市	34,000	44,000	53,000	-	-	-
長野市	37,600	48,900	58,700	-	-	-
岐阜市	32,000	41,600	50,000	-	-	-
浜松市	37,700	49,000	58,800	-	-	-
豊橋市	38,000	49,000	59,000	-	-	-
豊田市	37,400	48,600	58,300	-	-	-
岡崎市	37,000	48,000	57,000	-	-	-
高槻市	42,000	54,000	65,000	-	-	-
東大阪市	42,000	55,000	66,000	-	-	-
姫路市	40,000	52,000	62,000	-	-	-
奈良市	42,500	55,300	66,400	-	-	-
和歌山市	35,000	45,000	54,000	-	-	-
岡山市	37,000	48,000	58,000	-	-	-
倉敷市	35,000	46,000	55,000	-	-	-
福山市	35,100	46,000	55,000	-	-	-
高松市	41,000	53,000	64,000	-	-	-
松山市	32,000	42,000	50,000	-	-	-
高知市	32,000	42,000	50,000	-	-	-
長崎市	30,000	39,000	47,000	-	-	-
熊本市	31,100	40,400	49,000	-	-	-
大分市	31,000	40,000	48,000	-	-	-
宮崎市	29,500	38,300	46,000	-	-	-
鹿児島市	31,600	41,100	49,300	-	-	-

公営住宅の入居収入基準の推移

公営住宅制度の創設以降、社会経済情勢の変化を踏まえ、入居収入基準を逐次見直してきた。

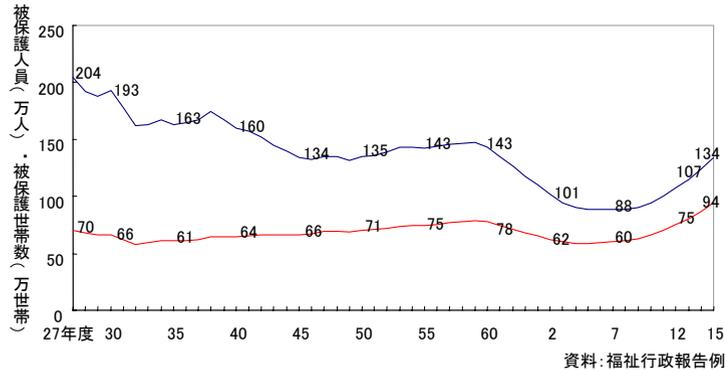


出典:国土交通省資料

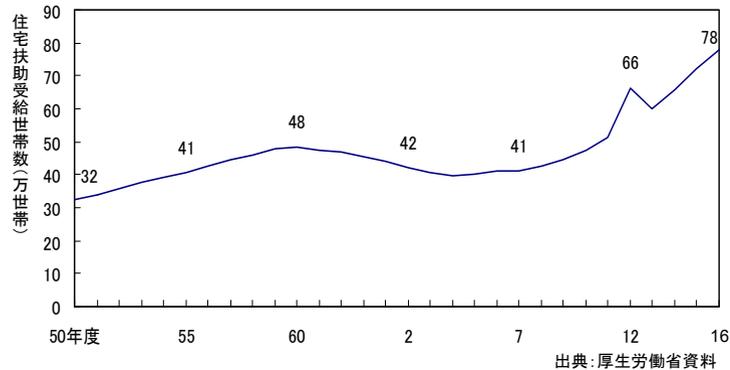
※ 平成8年の公住法改正により第1種、第2種住宅の種別は廃止
 裁量階層とは高齢者・障害者世帯等に適用される収入基準(268,000円を上限として事業主体が定める)

(参考)被保護世帯の動向

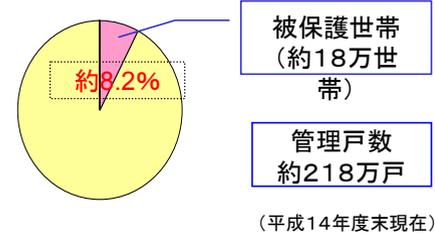
被保護世帯数及び人員の推移



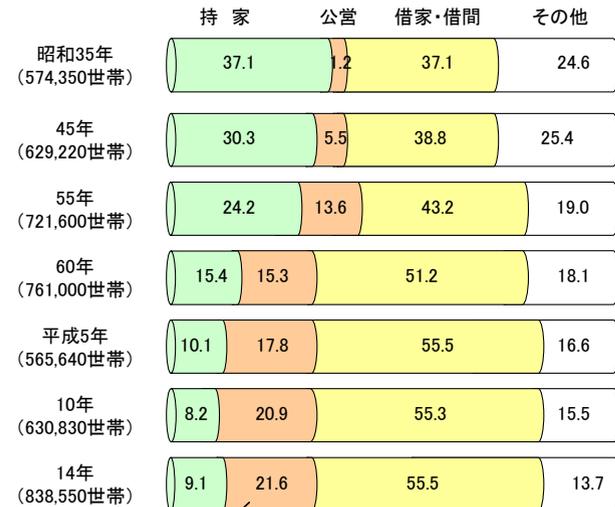
住宅扶助受給世帯数の推移



公営住宅管理戸数に占める被保護世帯の割合



(参考)住居の種類別被保護世帯の構成比の推移(単位:%)



181,240世帯

資料: 被保護者全国一斉調査(平成14年7月1日現在)